

甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 自治振興交付金作業部会(第1回)の意見集約  
(平成 30 年 4 月 11 日)

<運用ルールについて>

- 自治振興交付金について、まずルールを守ってもらう必要がある。  
交付金の手引き(H26.4 改定)があり、地域マネージャー等にも関わってもらって、しっかりと使い道について、チェックしていく必要がある。

<自治振興会の位置づけについて>

- 自治振興会(A)と市、区(B)と市、学区(C)と市の関係性を明確に整理していく必要があるのではないか。(区と自治会、自治振興会についても)

<基礎交付金について>

- 基礎交付金を区に渡してしまえば、チェックができない。監査はグレー。
- 用途について、領収書まではいらないが、5要件のいずれかに使ったというチェックが必要ではないか。
- 基礎交付金で敬老事業について 75 才以上×1,500 円と設定しているため、今後の人口推計で他の4事業の費用に影響がないか確認する必要があるのでは？
- 基礎交付金の内、消防機材等については、旧町で仕組みが異なっていたが、人口が少ない地域でも一定費用が必要となる。ゴミステーション、防犯灯についても同様。
- 防犯、消防は、市民の安全・安心を確保する公共インフラなので、道路の同様に、更新整備は市が直接更新整備をしたほうがよいのでは？市で対応が困難なら、基礎交付金の防犯、消防、ゴミ集積所関係は、区民以外の方も対象のため、事業加算金で支出してよいのでは？

<区活動交付金について>

- 人口規模の大きい自治振興課と小さい自治振興会の希望は、かみ合わない。(逆の要望)
- 区活動交付金について、信楽への加算ルールはこのままでよいか？  
特例のルールは、市で検討し、人口が減った時の対処を考えて、制度を見直す必要があるのでは？